

第18回新型コロナウイルス感染症対策本部

開催日：令和3年3月19日（金）

議 事 次 第

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

報 告 事 項

1 広報課

緊急事態宣言が解除された場合、以下のとおり対応する。

- 区報ぶんきょうの配布について

現在、区報の町会配布は休止し、新聞折込による配布を行っている。緊急事態宣言の解除後、準備が整い次第、町会配布を再開する。なお、区報の配布が困難な町会の区域については、シルバー人材センターによる配布に向けて調整を行っている。

- 各種相談（法律・不動産・税務）について

現在、対面での相談は休止し、電話での相談を行っている。相談室が狭く換気が困難な状況も踏まえ、引き続き現在の対応を継続する。

- 行政情報センターについて

現在休止している新聞の閲覧及びパソコンでの行政情報の閲覧を再開する（再開時期については、国や都の感染症対策の状況を見ながら判断する。）。

また、区民相談及び交通事故相談については対面での相談を休止し、電話相談を行っているが、相談室が狭く換気が困難な状況も踏まえ、引き続き現在の対応を継続する。

報告事項

1 総務課

男女平等センター貸施設の貸出し等について

- 緊急事態宣言が延長された場合

これまでの取扱い（夜間時間帯の貸出休止及び午前・午後の新規予約の受付休止）を継続する。

予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。

イベントや講座等は、オンライン開催又は延期（中止）等実施方法の変更を継続する。

- 緊急事態宣言が解除された場合

- ・ 緊急事態宣言の解除に条件がなかった場合、通常の貸出しとする。

イベントや講座等は、予定どおり実施する。

- ・ 緊急事態宣言の解除に施設使用等の条件が付いた場合、その条件に沿って施設を貸し出すこととする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。

例：使用時間を午後9時までとする条件が付いた場合、貸出時間は午後9時までとする（30分の貸出時間短縮）。

イベントや講座等は、施設の使用時間までとする。

報 告 事 項

1 区民課

- 地域活動センター（9所）、区民会館（6館）、交流館（4館）、シビックセンター区民会議室、区民センターの貸室の運営について
新規の貸出予約の制限は行わない。
夜間時間帯の貸室は、緊急事態宣言の解除に施設使用等の条件が付いた場合、その条件に沿って施設を貸し出すこととする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。
例：使用時間を午後9時までとする条件が付いた場合、貸出時間は午後9時までとする。
- 地域活動センター（9所）、区民会館（6館）、交流館（4館）の開館について
夜間時間帯の貸出時間の終了時間をもって閉館とする。

2 経済課

- 勤労福祉会館の施設利用
新規の貸出予約の制限は行わない。
夜間時間帯の貸室は、緊急事態宣言の解除に施設使用等の条件が付いた場合、その条件に沿って施設を貸し出すこととする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。
例：使用時間を午後9時までとする条件が付いた場合、貸出時間は午後9時までとする。

3 緊急経済対策推進室

- 中小企業支援について
飲食店テイクアウト・デリバリー支援事業は、3月21日までとし、申請は、3月26日まで受け付ける。

報 告 事 項

1 アカデミー推進課

緊急事態宣言発出に伴う施設使用等について

(1) 貸施設

● 緊急事態宣言が延長された場合

これまでの取扱い（夜間時間帯の貸出休止及び午前・午後の新規予約の受付休止）を継続する。

※シビックホール（大・小ホール）は、夜間利用の自粛を要請する。

予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。

● 緊急事態宣言が解除された場合

・緊急事態宣言の解除に条件がなかった場合、通常の貸出しとする。

・緊急事態宣言の解除に施設使用等の条件が付いた場合、その条件に沿って施設を貸し出すこととする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。

例：使用時間を午後9時までとする条件が付いた場合、貸出時間は午後9時までとする（30分の貸出時間短縮）。

<対象施設>

アカデミー文京、地域アカデミー、スカイホール、シビックホール関連施設（多目的室・練習室・会議室・特別応接室）

(2) 事業（イベント、講座等）

● 緊急事態宣言が延長された場合

引き続き区主催事業及び区指定事業のイベントや講座等は、中止・延期又は実施方法を変更する。

● 緊急事態宣言が解除された場合

区主催事業及び区指定事業のイベントや講座等は、予定どおり実施する。

なお、緊急事態宣言の解除に施設使用等の条件が付いた場合、施設の使用時間までとする。

2 スポーツ振興課

緊急事態宣言発出に伴う施設使用等について

(1) 貸施設

- 緊急事態宣言が延長された場合
これまでの取扱い（夜間時間帯の貸出休止及び午前・午後の新規予約の受付休止）を継続する。
予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。
- 緊急事態宣言が解除された場合
 - ・ 緊急事態宣言の解除に条件がなかった場合、通常の貸出しとする。
 - ・ 緊急事態宣言の解除に施設使用等の条件が付いた場合、その条件に沿って施設を貸し出すこととする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。
例：使用時間を午後9時までとする条件が付いた場合、貸出時間は午後9時までとする（30分の貸出時間短縮）。

<対象施設>

スポーツセンター、総合体育館、江戸川橋体育館、小石川運動場、竹早テニスコート、六義公園運動場、後楽公園少年野球場

(2) 事業（イベント、講座等）

- 緊急事態宣言が延長された場合
引き続き区主催事業及び区指定事業のイベントや講座等は、中止・延期又は実施方法を変更する。
- 緊急事態宣言が解除された場合
区主催事業及び区指定事業のイベントや講座等は、予定どおり実施する。
なお、緊急事態宣言の解除に施設使用等の条件が付いた場合、施設の使用時間までとする。

報 告 事 項

1 福祉政策課

- 民生委員・児童委員協議会（以下、「民協」）等の会議について
緊急事態宣言の延長が発出された場合でも、各種会議について開催規模や距離の確保等の感染防止対策を講じた上で実施する。
【各種会議】会長会、副会長会、定例会及び各地区民児協、各部会等
- 福祉住宅サービスの窓口の縮小
緊急事態宣言が解除された場合、福祉住宅サービスの窓口を通常業務に戻し、感染症対策を徹底した上で行う。

2 高齢福祉課

- 話し合い員活動の実施
緊急事態宣言が解除された場合、通常の活動を再開する。
なお、緊急事態宣言が延長された場合は、現行の活動制限を継続する。
- 福祉センター貸施設の利用
緊急事態宣言が解除され、解除に条件がなかった場合、通常の貸出とする。
緊急事態宣言の解除に施設使用等の条件が付いた場合、その条件に沿って施設を貸し出すこととする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。
例：使用時間を午後9時までとする条件が付いた場合、貸出時間は午後9時までとする。
なお、緊急事態宣言が延長された場合は、現行の利用制限を継続する。
- シルバーセンター貸施設の利用
緊急事態宣言が解除された場合、日中利用団体の利用自粛の呼びかけを中止するとともに、午前・午後の新規予約受付を再開する。
なお、緊急事態宣言が延長された場合は、現行の利用制限を継続する。
- フレイル予防事業の実施
緊急事態宣言が解除された場合、フレイル予防事業を再開する。

なお、緊急事態宣言が延長された場合でも、感染予防を徹底し事業を再開する予定である。

- 福祉センター事業の実施

緊急事態宣言が解除された場合、指定事業及び自主事業を再開する。

なお、緊急事態宣言が延長された場合は、引き続き中止とする。

- 高齢者あんしん相談センターの運営

緊急事態宣言が解除された場合、通常の運用とする。

なお、緊急事態宣言が延長された場合は、「高齢者宅への積極的な訪問の自粛」を継続する。

- 地域包括ケア推進委員会の開催

緊急事態宣言が解除された場合、3月30日に開催予定の地域包括ケア推進委員会は、通常どおり実施する。

なお、緊急事態宣言が延長された場合であっても、オンライン会議システムを併用して実施する。

- 介護予防事業の実施

緊急事態宣言が解除された場合、4月から文の京介護予防体操事業等介護予防事業（麻雀を除く）を順次再開する。

なお、緊急事態宣言が延期された場合は、引き続き中止とする。

- 認知症関連事業の実施

緊急事態宣言が解除された場合、認知症カフェ、認知症家族交流会、介護者教室などについて順次再開する。

なお、緊急事態宣言が延期された場合は、引き続き中止とする。

3 障害福祉課

- 障害者手帳及びサービス申請等の郵送対応

緊急事態宣言解除後は、障害者手帳の申請等及び交付については窓口対応を基本とするが、希望者に対しては郵送での対応を行う。

また、手帳交付時にご案内する心身障害者等福祉手当、心身障害者医療

費助成（マル障）及び福祉タクシー等の全てのサービスについても、窓口対応を基本とするが、希望者に対しては郵送での対応を行う。

- 障害福祉サービス等の更新等に係る対応

緊急事態宣言解除後は、原則として施設や自宅等への訪問や窓口での対面による方法で実施するが、希望者に対しては電話や郵送で実施する。

- 区立障害福祉サービス事業所及び放課後等デイサービスの運営継続

緊急事態宣言が解除された場合であっても、引き続き十分な感染防止対策を講じた上で、運営を継続する。

- 障害者会館の利用

新規予約を再開するとともに、日中利用団体の自粛の要請も解除する。

4 介護保険課

- 窓口について

緊急事態宣言解除後においては、待合状況を見ながら密にならないよう窓口対応を行う。

5 国保年金課

- 手続きの郵送対応の継続

緊急事態宣言の解除に関わらず、新型コロナウイルス感染症拡大防止として、来庁時の窓口での滞在時間を短縮するため、以下3点の申請については原則必要書類を預かり、保険証等は後日、郵送で対応する。

また、加入の申請は、窓口申請のみであるが、今回例外的に郵送での受付も行う。

- 国民健康保険の加入
- 国民健康保険をやめる
- 国民健康保険証の再交付申請

- 窓口の受付・呼出システムの利用開始

来庁時の窓口での滞在時間を短縮するため、3月1日から、リアルタイムの窓口の混雑状況をホームページから確認できる窓口受付・呼出システムの利用を開始している

報 告 事 項

1 子育て支援課、幼児保育課、子ども家庭支援センター

- 休止・縮小している事業について

緊急事態解除宣言が発出された場合でも、当面の間、現行の取扱いを継続する。

休止／地域子育てステーション

縮小／子育てひろば・ぴよぴよひろば（人数制限・事前予約）

※子育てひろば水道は電話相談のみ

病児・病後児保育事業（病状による）

緊急一時保育事業（リフレッシュ一時保育の休止）

区立保育園乳幼児子育て相談（電話相談のみ）

- 4月以降の対応について

緊急事態解除宣言後の状況に応じ、上記の休止・縮小事業や入園式等について、別途検討する。

2 子育て支援課

- キッズルームシビックの夜間利用

緊急事態解除宣言が発出された場合、翌開庁日から夜間利用（21：30まで）の受付を再開する。ただし、施設使用等の条件が付いた場合には、要請に対応できる終了時間とする。

3 幼児保育課

- 保育園運営（家庭教育の協力要請）

緊急事態解除宣言が延長された場合でも、3月31日まで現行の対応を継続する。

4 子ども家庭支援センター

- 子どもの最善の利益を守る法律相談（男女平等センター於）

緊急事態解除宣言が発出された場合、夜間相談を再開する。ただし、施設使用等の条件が付いた場合には、男女平等センターの対応に則って判断する。

報 告 事 項

1 生活衛生課

- ネズミ防除訪問診断事業について

緊急事態宣言が解除された場合、3月24日（水）からネズミ防除訪問診断事業を再開する。

報 告 事 項

1 道路課

- 私道整備助成業務

緊急事態宣言が解除された場合、申請手続きを再開する。

2 みどり公園課

- 緊急事態宣言が延長された場合

これまでの取扱い（夜間時間帯の貸出休止及び午前・午後の新規予約の受付休止）を継続する。

予約済みの利用者に対しては、不要不急の利用について、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。

- 緊急事態宣言が解除された場合

- ・ 緊急事態宣言の解除に条件がなかった場合、通常の貸出しとする。
- ・ 緊急事態宣言の解除に施設使用等の条件が付いた場合、その条件に沿って施設を貸し出すこととする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。

例：使用時間を午後9時までとする条件が付いた場合、貸出時間は午後9時までとする。

<対象施設> 肥後細川庭園集会室、大塚公園集会所

- 公園ガーデナー（平日・休日）の活動

緊急事態解除宣言が発出された場合、平日の活動については4月以降再開する。休日の活動については3月27日(土)より再開する。

- 公園再整備意見交換会

書面及び会場等の利用制限緩和に併せて対面での開催も検討していく。

- 肥後細川庭園正門閉門時間変更

緊急事態解除宣言が発出された場合、3月22日から通常時間にする。

- 区立公園及び児童遊園等に、お知らせ看板（別紙）を設置している。

お 知 ら せ

区立公園・児童遊園等において、**新型コロナウイルス感染症**の感染拡大防止のため、**飲食を伴う宴会等の利用をお控えいただきますようお願いいたします。**

なお、散策する際にも咳エチケットの徹底等、感染拡大防止への取組をお願いいたします。

皆様には大変申し訳ありませんが、何卒ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

文 京 区

報 告 事 項

1 施設管理課

- 展望ラウンジの再開について
 - ・ 緊急事態宣言の解除に条件がなかった場合、通常時間で展望ラウンジを再開する。
 - ・ 緊急事態宣言の解除に施設使用等の条件が付いた場合、その条件に沿った施設開放とする。

報 告 事 項

1 学務課

● 学校施設使用事業について

緊急事態解除宣言が発出された場合は、卒業式等の式典準備を踏まえ、春休みが始まった後の3月26日から通常利用する。

申込み受付は、3月22日から再開する。

なお、緊急事態宣言が延長された場合、現行の取扱いを継続する。

緊急事態宣言の解除に施設使用等の条件が付いた場合、その条件に沿って施設を貸し出すこととする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。

例：使用時間を午後9時までとする条件が付いた場合、貸出時間は午後9時までとする。

2 児童青少年課

● 青少年プラザ (b-lab) について

緊急事態宣言が解除された場合は、開館時間を午前9時から午後9時までと通常どおりとする。また、利用人数制限等の感染症対策を行い、宣言前と同様の運営に戻す。

緊急事態宣言が延長された場合は、現行の取扱いを継続する。

緊急事態宣言の解除に施設使用等の条件が付いた場合、その条件に沿った開館時間とする。

3 教育センター

● 教育センター貸施設について

緊急事態解除宣言が発出された場合、3月22日から貸出しの新規予約を再開する。貸出しに当たっては、利用者に対し、三密の回避やマスクの着用、消毒等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を要請する。なお、緊急事態宣言が延長された場合、現行の取扱いを継続する。

緊急事態宣言の解除に施設使用等の条件が付いた場合、その条件に沿って施設を貸し出すこととする。ただし、使用時間短縮による使用料の減免はしない。

例：使用時間を午後9時までとする条件が付いた場合、貸出時間は午後9時までとする。

4 真砂中央図書館

- 図書館サービス業務の一部休止について

緊急事態宣言が解除された場合は通常の開館時間とし、座席数を制限したうえで閲覧席を使用可能とする。

緊急事態宣言が継続された場合は現状を維持する。

緊急事態宣言の解除に施設使用等の条件が付いた場合、その条件に沿った開館時間とする。

- 行事の中止又は延期

緊急事態宣言が解除された場合は、4月以降 児童対象の行事を中心に開催する。なお、感染拡大の状況を踏まえて中止の判断をする。

緊急事態宣言が継続された場合は現状を維持する。

緊急事態解除宣言が発出された場合の施設の取扱いについて

○緊急事態解除に条件がなかった場合

施設の取扱い（利用時間等）は、通常どおりとする。

○緊急事態解除に施設使用等の条件が付いた場合

利用時間	制限時間まで
貸出時間	制限時間まで
貸出料金	使用時間短縮による使用料の減免はしない。

例：午後9時までの使用制限が付いた場合

利用・貸出時間は午後9時までとする。